

| | |
|------------------|---|
| Title | 民族の企業化 (下) |
| Sub Title | |
| Author | 阿部, 秀助 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1914 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.5 (1914. 6) ,p.539(33)- 554(48) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140601-0033 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

必要なること獨逸宰相の言明せる所の如し、然りと雖も大地主輩を除くの外一般の農民に資本の缺乏しつゝあるは殆んど世界共通の事實とも云ふを得可し、されば農家の負債は此間に累積せざるを得ざるなり、而して農民唯一の資本たる耕地其物は抵當の目的物として最も好適なるが故に之を抵當に供して資金を求むる其結果は益々土地の兼併を盛ならしむる傾向あるや争ふ可らず、斯の如くにしてアブセンチズムは生じ、小農保護の必要は今更らに識者の注意を促すに至る可し、されば農民に對し資金供給の途だに遺憾なきを得ば之れが爲めに農事の改良は實行せられ之を内にしては集約的方法に依りて既墾地の收穫を増加せしめ之を外にしては新たに開拓に従事し若しくは疎水灌漑等に依りて同じく農産物の産額を増加するに難からずと云ふ可し、而して農民が主として斯の如き方面に發展し來るに於ては他の階級に對し何等の迷惑を及すことなくして自家の利益を増進するを得可きなり、同時に斯くの如くならんには保護的關稅は必ずしも農業に必要缺く可らずと稱するを得ざるなり。(續く)

民族の企業化 (下)

阿部 秀助

五

中世にありて、資金の需要を促せし原因としては、其の間、自から積極的消極的の二面あり、即ち前者にありて、著しき原因たるもの四つ、第一は都市の増加發達にして、彼の商業の隆盛、手工業の特殊化、及之れに關連して新慾望の發展は、自から一面に於て資金の需要を惹起せしものにして、殊に、ニルンベルグの如き砂質の瘠土上に築かれし都市にありては、此要求は最も切實なりしものなりとす、(一)第二は宗教的方面の要求にして、當時歐洲諸國に於て建立せられし莊麗なる寺院には巨額の造營費を要し、爲めに町人の手を煩せしもの少からず、其一例を擧ぐれば、キルン市寺院の建立費が、ボロニヤ以太利町人によりて融通せられしが如し、(二)又た各地方に於ける僧侶の中には、高位高官に登らんが爲め、羅馬の大本山に巨額の貢をなす結果、資金の需要を必要とせしもの多し、第三は政治上の君主、殊に諸侯が戰時用の費

用に向て、之れを要求せしことにして、殊に十字軍時代に於て彼等が要する遠征の費用は更に此要求を大ならしめ、又た彼等が東洋の奢侈的風習に染し結果、自己の外的生活を向上せしめんとする傾向の爲め、資金の需要を多くせしことあり、第四は地主階級にして、彼等にとりても都市の富豪と競争する結果、巨額の資金を必要とする機會屢々發生せり、更に轉じて、消極的方面を見るに、其間、著しき原因二つあり、前者は長時期に亘れる戦役の結果として、所領經濟又は農民經濟が著しく疲弊するに至りしこと、換言すれば、農民階級に於て資金の缺乏を感ずるに至りしこと、後者は中世に於ける基督教の信條が當時に於ける資金の流通に一種の制限を與へしことなりとす、蓋基督教對俗界の關係を見るに、此教は單に各人の心靈上に干渉することを以て足りとせずして、又社會上の問題に對しても、一種の見解を有せり、即ち強者の階級に對して弱者を保護せしことにして、彼の中世の寺院法が吾人の營利行者に對して冷淡なる態度を取りしが如き、或は吾人の商行爲を區別して *Mercatura Licitā* と *Mercatura illicita* となし、利子其者を以て營利行爲の目的とするものを後者に編入せしが如き、或は貨幣を以て何等利を生ぜざるものと見做せしが如

き、此間の消息を語れるものなりとす、又た當時に於ける實際政策上に見るも、僧侶にして金貸業をなせしものは、或は其職を剝ぎ、或は其所領を沒收し、又た在家の徒にして、屢々禁を犯せしものは、破門の刑に處し、殊に、十一及十二兩世紀にありては、生前は姦通罪と同一視せられ、死後は祖先の墓地に葬らるゝを禁せられし如き、直接、間接、資金の流通上に多大の制限を與へしことは、明白なる事實なりとす、尙ほ此方面の詳細なる研究に就きては、余は、フンクの研究に遡らんと欲す。(三)

(一) Hoffmann, Der Geldhandel der deutschen Juden während des Mittelalters, s. 21.

(二) Schulte, Geschichte des mittelalterlichen Handels und Verkehrs zwischen Westdeutschland und Italien mit Ausschluss vom Venedig, s. 262.

(三) Funk, Zur Geschichte des Wucherstreits (Festgaben für Albert Schütte zum siebenzigsten Wiederkehr seines Geburtstages, s. 257-278.)

六

以上述べたる如く、資金の流通が一方に於いて制限せられしだけ、他方に於て之れが要求を熾んならしめしことは、理の當然にして、之れが任務を遂行せしものに就

きては、史家「ラブレヒト」の言に「獨逸に於ける金貸業は十二世紀迄は僧侶によりて、十三世紀は町人及貴族、十四世紀は猶太人によりて營まれしものなりとす」と、勿論、以上の如き時代上の区分は、實際の事實と符合せざる點多く、尙ほ獨逸に資本を供給せしものは、以上の外、十三、十四の兩世紀に於て「ロバルデン」及「カウヴェルチニー」の如き存在せるも、然かも「ラブレヒト」が擧げたる如き四種の資金供給者の存せしとは明かなりとす、今、左に少しく歴史上の事實に就きて立證せん、先づ第一の宗教家階級が金貸業に従事せしことは、必ずしも中世に於ける獨特の事實にあらずして古代にありては、「バビロン」の「マルヂク」の如き（二我邦にては芝の増上寺徳川時代の如きあり、中世にありても修道院には財務を司とる官職あり、而して之れが主要なる任務は債務事項にして、殊に修道院にとりて、此方面の利益多かりしは十字軍の時代なりとす、勿論、宗教家の方面にては之れを非難せしもの多かりしも、例者「ヴォルムス」の僧正（八二六）、「バーゼルの僧正（八三六、死）、「コンスタンツ」の結集（八一四）巴里結果（八二九）、「ヴォルムス」結集同年）然かも大僧正、僧正と稱せらるゝ者の中には有無の間に此非難の聲を擧りしものあり、何んとなれば、彼等自から法燈の影に匿れ

て此業を營みしものありしを以てなり、殊に「バムベルグ」の僧「ロベルト」（一〇七一）は俗名を「Numularius」と稱し、此業務によりて非常なる富を蓄積し、又、略同時代に生存せし同市の僧「ヘルマーン」の如きは、殊に此術に於て卓越せる能力を發揮せしもの者なりとす（三）而して是等宗教家が債務上、抵當とせしものは、多く葡萄園、田地、及奴隸等にして、若、債務を履行せざるものは、各週に一日、二日、或は三日間を限りて勞役に服せしめしものにして、當時、一般民衆にとりて危険視せられしとは、彼等が食料品の獨占をなすことにして、之によりて、彼等が獲得せし利益は百「パーセント」乃至百五十「パーセント」に上れり、尙ほ、寺院相互の間にも資金の融通は行はれしものなりとす、第二、貴族或は諸侯にして金貸業を營みしは、以太利最も盛んにして、「カロリング」時代には政府の高官、或は地頭職にあるものにして、屢々此行爲に出でしもの多く、殊に十三世紀に於て地代の暴落と、奢侈の發達とは、彼等をして領主的地位を獲得する機會を見出せしむるに至れり、第三は都市に於ける町人の經營にして、例者寡婦となりたるものゝ如き、或は市政に參與するものゝ如き、直接、商業を營まざる資本家は、屢々實際業務に従事するものと、商事會社を組織し、年々其利益の幾分を受

云しものなりとす、例者、リュベツクの「ヘルマーン・モルネウ」は十四世紀の初期に於て十八の會社に關係し、其間、大なる利益を占めしものなりとす、其他、斯くの如き事實は維也納及「ブレスラウ」に於ても、吾人の見る處なりとす、(四)最後に「ロムバルデン」及「カウヴェルチニー」の兩者に就きて考察するに、獨逸方面に於ける以太利の資本的企業は分ちて二つとなすことを得、第一は時々獨逸に來りて投資事業に従事せし以太利の大資本家階級にして、第二は以太利に於ける中流の資本家階級にして、多く獨逸の都市内に定住せしもの、而して「ロムバルデン」と「カウヴェルチニー」とは共に此後者に屬す、更に前者の階級には羅馬「シエナ」、「フロレンス」、「エステ」、「ピサ」、「ピストヤ」等の商人之れに屬し、其任務は主として北方諸國と羅馬本山との間に立ちて、財務上の媒介をなせしものなりとす、又「カウヴェルチニー」に至りては、其名稱の起源明かならず、或は佛蘭西の都市「カオール」の轉訛となし、或は「ピエモンテ」の「カオルサ」より出でしものとせり、要するに北以太利に於ける「アステ」及「チエグー」の商人より成立せしものにして、此兩者の傳統及其業務の異同に至りては、一、二の説あるも、未だ充分なる解釋を得ず、而して彼等は其後、南獨の富豪たる「フッガー」及「ヴェルザー」等の活動により

て、獨逸の金融界より驅逐せられしが如し。(五)

- (一) Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. I. s. 144f.
- (二) Deitzsch, Handel und Wandel in Altbabylonien. s. 33.
- (三) Hoffmann. s. 37.
- (四) Hoffmann. s. 50.
- (五) Hoffmann. s. 56-61.

七

以上述べし處は、基督教徒にして、金貸業を營みし者なるが、彼等に對立して此業務を遂行せしは中世に於ける猶太民族なりとす、殊に基督教の非營利的思想が鼓吹せらるゝに及びて、彼等の意義は重要視せらるゝに至れり、而して吾人は彼等が金貸業を營むに至りし動機を論ずるに先ちて、少しく、之れが根本的基礎たる資金を彼等は如何にして獲得せしやに就き論せんと欲す、而して此資金の性質に至りしは今日迄確定せざるも、其間著しき假定説三つあり、第一説は「ジッペル」の地代説にして、即ち中世の初期に於ける猶太民族は獨逸民族の所在地にありては、主として、地

主にして、彼等は其地代の蓄積と其所有地を他に譲渡すによりて、之れが資金を得たりと云ふにあり(一)第二は、*ザムルト*教授の唱ふる處にして、彼等が古代より有せし金銀財寶が中世に於て其活動資金の要素となれると云ふにあり(二)第三説は是等の資金を以て主として彼等の商業上の利益より成立せるものとなすものにして、*ホフマーン*の如き略ぼ此説を代表す(三)論者は第一及第二を以て副因となし、第三を以て之れが主要なる原因と見做すものなりとす、さて、此資金を以て金貸業を營みし彼等の動機に至りては、主要なるもの三つあり、第一は、彼等が中世寺院法の適用以外にありて其宗教上に於ける見解が基督教と異なる點にして、即ち彼等の信條によれば、自己の同族より利子を受くることは禁止せるも、然かも異教徒に對する場合は之れを許せり(四)所謂此盾の両面が彼等を狩りて此事業に赴かしめし第一の動機となす、勿論後世に於て異教徒に對して此の事業を營むことを禁せんとせしことあるも、斯くの如きは純然たる倫理的動機の發作にあらずして、寧ろ基督教徒と接觸する結果、後者の宗教に感染するを防止せんとするにありしものなりとす、第二は彼等の社會上に於ける地位の變遷して、一度、羅馬法の適用範圍外

に置かれし彼等は、尙ほ中世に於ける *Gastfreundschaft* によりて、一累の命脈を保ちしが、十字軍以後、之れが消滅と共に、所謂猶太人追放の運動を生ずるに至れり、此運動たる十二世紀の中期にありては、其前世紀(一〇九六頃)に彼等の味方たりし町人も却て彼等を迫害するに至り(五)殊に十三世紀中期以後、彼等の顧客が農民及手工業者にして、直接消費の費用を提供せしことは、更に此運動の範圍を擴大にするに至れり、蓋し此運動は、*ロッセル*が評せる如く、中世の後半期に於ける猶太人追放は主として、債務者が自己に對する證文をなくせんとする一種、信用上の恐怖なり(六)にして、換言すれば債主に對する債務者の反抗資本主義に對する貧民階級の軋轢を意味せるものなりとす、斯くの如き場合にありて、猶太人が其身の危険を脱する途は自己の全財産を以て、王又は諸侯の *Servi Camerae* となることなりとす、而して當時の諸侯は何れも財政困難の状態にありしを以て、彼等は一面に於て猶太人を保護すると共に、又た一面に於て出来る丈け彼等の企業的能力を利用して、益々、金貸業をなさしむに至れり、而して此間の消息を語るものは實に當時に於ける各國の猶太人に對する法律、又はは地方制度に於て、彼等が一種の *Finanzobjekt* と見做れしこ

となりとす、換言すれば彼等の保護者は何時と雖、彼等の財産の一部又は全部を賣却し或は他に譲渡することを得しものなりとす、以上の二者よりも更に彼等にとりて重大なる動機となりしものは、十一、十二の兩世紀に於て資金需要の最も大なりしことなりとす、蓋し十字軍は明かに之れが必要を促せしものにして、當時にありて貨幣は Nervus belli と觀せらるゝに至れり。

- (一) Schipper, Anfänge des Kapitalismus bei den abendländischen Juden im früheren Mittelalter (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik, und Verwaltung. B. XV)
- (二) Sombart, Der moderne Kapitalismus. I. s. 270.
- (三) Hoffmann. s. 82.
- (四) Exodus, 22. 24.
- (五) Grätz, VI. s. 89. 92. 149.
- (六) Roscher, Die Juden im Mittelalter. II. s. 385.

八

中世に於ける三種の階級たる僧侶、貴族、町人に對して、猶太人は常に債權者たるの

地位にありしものにして、先づ僧侶に對して、彼等が營みたる主要なる業務は寺財を抵當として資金を融通せしことなりとす、勿論、僧侶が、かゝる行爲に出づること、は、カール大帝以來、嚴密に禁止せられし處なるも、然かも實際に於ては、少しも效果なかりしかば、千二百二十七年の「トリエル」結集は、其間に多少の制限を附することゝなれり、即ち捕虜解放の爲、資金を調達せざる可からざる如き緊急の場合又は大僧正、僧正の如き高位の者の許可ありし際のみ、斯くの如き行爲に出づることを許せり、今、其二三の例を擧ぐれば、千百七年「プラーグ」の僧正「ヘルマーン」は、「ベーマン」の「スワトプルグ」公を、「ハインリッヒ」五世の手より受取らんが爲、一萬麻を要する結果、袈裟を抵當として、「レーゲンスブルグ」の猶太人より多額の資金を借受けたり、又千二百五十年「セフトラルン」兄弟は、「オットー」公に租税を納付する必要よりして、寺財の幾部分を抵當とせり、千二百五十三年「ミヘルスベルグ」の修道院は穀物を買求むる必要上よりして、僧服を抵當とし、千二百五十五年「パウリンツェレ」の修道院は大負債の結果として、同じく僧服を抵當として猶太人より金錢を借受けたり、其他「ゼリゲンスタット」の修道院(一二六六)、「ヒルサウ」の修道院(一二八四)、「フッセン」の修道院(一二八七)等、

猶太人の貸與せしものに對して大に苦痛に感せし事實は、明かに兩者の間に貸借關係の存せしとを證明せるものにして、又大僧正、僧正より役僧の徒に至る迄、何れも猶太人との間に金錢上の關係を有せし者なりとす(二)轉じて、貴族諸侯對猶太人との貸借關係を見るに其例として擧ぐ可きもの決して少からず、ルードウィヒ、デル、バイヤーは、イベルリンゲン及、アウクスブルグの猶太人より金を引出す爲、ミンヘン市を抵當とし、千三百四十三年、ヨハン、フォン、ニュルンベルクは八十名の猶太人に對して債務者となり、千三百四十六年、エバーハルト伯の父及、ウルリヒ、フォン、ウルテムベルヒは、コルマー及、シュレットスタットの猶太人を債權者となし、リゲニッツの、ボレスラウス三世は千三百二十三年、シュワイトニッツの猶太人に、ニムプチの領地を抵當として八千麻を借受け、ハインリッヒ、フォン、ヤウエルは、ローウエンベルクを抵當として、ブレスラウの猶太人、ヤコブより百六十麻を借受け(一三四一)千三百四十八年、ボルコ二世は同市を、シュワイドニッツの猶太人、イサークに抵當とせり、而して是等大小の貴族及諸侯の中には、同一の抵當品を以て數人の債主に流用せしものありしを以て、中には、其奸策發見せられて、之れが貸出を拒絶せられしものあり、例へば、ブラウンシュ

ワイヒの、ヨハンの如し(一二六三)最後に都市及町人對猶太人の關係を見るに、總て都市にありて、猶太人に對する課税は帝國の場合と同じく、都市其者にとりて主要なる財源たりしものにして、斯くて都市は一方には課税によりて、又た一方には彼等の團體或は一箇人より巨額の資金を借受け、以て都市經營の事業に投せし例、少しとせず、即ち千百九十年、シュレジンに於ける、ブンツラウの住民は其市の城壁を築造する爲め、之れが費用を猶太人に仰ぎしが如き、千二百九十年、エルザスの、シールハウゼン市が一猶太人、サルマーンに二百麻の債務を有せしが如き、サラチエルが前後三回に互りて其資金を、ロストック市に貸與せしが如き(一二八三三〇〇麻、一二八四四〇〇麻、一二八六五〇〇麻、千三百七年、ミンヘン市が、アウクスブルグに於ける二名の猶太人に七百五十、フントを借受けしが如き、又た、アウクスブルグが猶太人に對して過大の債務を有せし結果、千三百四十一年には市民より強迫的に公債を募集して之れが辨償をなせしが如き、其他、エスリングン對、イベルリンクの猶太人(一二三一四)「マインツ對、ストラスブルク」、パーゼル「スパイヤー」、ウオルムスの猶太人(一二三三五)「テューリヒ對、シッパハウスエン」の猶太人、(一二三四三)「ハグナウ對、ストラス

ブルグの猶太人(一三四七等枚舉に際あらず、尙ほ是等の例證に對する史料に對しては「ホフマーン」に詳かなるを以て此處には略す。

(一) Hoffmann, s. 106—122.

九

中世に於ける猶太人の團體は宗教的團集にして、只だ當時の宗教は民刑兩方面の法律と内部的關係を有せし結果として、自から團體は其の所屬者に對して、法律上之れを主裁者たる權能を發揮せしものなりとす、而して金貸業の最も盛大なりし時代にありても、各團體内の各員の悉皆が此事業を營みしものにあらず、何んとなれば彼等の中には其團體が日常生活上必要なりし手工業に従事せしものありしと共に、又た一方には全く金錢上の念より遠かりて、専心猶太法の研究に没頭せしもの少からず、故に中世に於ける猶太人の團體は絶對的に金貸業者の經濟的組合と稱するを得ず、只だ此事業が比較的、彼等によりて重要視せられし所以は、彼等の經濟上に於ける滅亡が同時に彼等の社會的滅亡なるを意味せしによりしものな

りとす、蓋、團體其者の納税力を出来る丈け鞏固ならしむることは彼等が全力を擧げて務めし處にして、之れが爲めに多大の犠牲を拂ふも辭せざる處なりき、例者、或團體に屬する一二の富豪に對して巨額の納付金が強迫的に命せられし際には、其團體に屬する者は悉く之れを負擔せしを常とす、何となれば其部内にありて大なる納税能力を有するものを弱くすることは、全團體の損害を醸すを以てなり、斯くて皇帝、諸侯、都市の誅求に對して、絶えず自己の納税力を涸乾せしめざる爲には、出來る丈、他に經濟上の財源を求めざる可からず、即ち彼等にとりて金貸業なるものは、基督教徒によりて奪はれたる資金を再び彼等の懷中に復歸せしめし方法なりとす、而して此方法たる當時にありては極めて發達せるものにして、大組合と稱せらるゝものは多きは十人、少くも三人の投資者より成立し、其繼續時期は多く一年内外にして、又時に特定の金融市場に於ける開設時期に限られしことあり、尙ほ組合の組織に就きては専ら實務の任に當る小資本家と、只だ資金のみを投せる大資本家より成り、其利益は折半せられしものなりとす、其他各都市に於ける猶太人間に相互の競争を禁じたる如き、遠隔の地に於ける支拂を便にする爲め、専ら手形の

方法を用ひたるが如き殊に斯くの如き組合の變體として、屢々基督教徒が其の宗法を破りて此組合に加入せしものありしことは、獨、墺兩國古文書の吾人に示す處にして、例者猶太人「デカニユス」は千二百三十五年、維也納の町人と共同事業を營み、千三百四十五年、猶太人「ダニエル」及「イサーク」の兩名は「コブレンツ」の「ゲルハルト」と「ライン」關稅を抵當とする出資事業をなせしが如し（一）然れども之れ只だ變體のみ、其本色に至りては依然として自己の生存を全ふせんとする本能の發現たり。

之を要するに猶太人が金錢に對する狂熱的態度は一方に於て彼等が此者の魔力を認めしと共に、自己の生存を全する救世主は只此者のみと信せしを以てなり、何となれば、當時にありて、只金錢のみが、彼等を壓迫者の手より救出すの力を有せしを以てなり、彼の十一世紀に於ける猶太人迫害の間に、悲慘なる運命に遭遇せし「ラビ」の言に「基督教徒は暴力家なり、只此暴力を制する者は一に「金錢」のみと。（二）此語の中に中世に於ける猶太人の悲しむ可き運命は存せずや。（完）

（一） Hoffmann, s. 121

（二） Schipper, s. 564

雜 錄

萬國社會保險會議に就て

杉 琢 磨

所謂労働問題は今や文明諸國に通有の問題にして、近時之が解決若くは研究を目的とする所の各種の萬國會議開催せられ又常設の研究機關として國際的協會若くは學會の設立せらるゝもの少からず、而して此等の國際的協會中其起源最古く且其活動の最盛なるものは、労働者保護に關する一般的問題の研究及其國際的解決を目的とする所の萬國労働者保護法協會（International association for labour legislation. Association internationale pour la protection légale des travailleurs, Internationale Vereinigung für gesetzlichen Arbeiterschutz）及び主として労働保險の研究を目的とする所の萬國社會保險協會（International

al association for social insurance. Association internationale des assurances sociales. Internationale Vereinigung für Sozialversicherung.) の二者とし前者は各國政府（現時十六ヶ國）、私人及協會より成り、其本部を瑞西に置き、時々國際會議を開催し労働者保護問題に關する國際的研究並に實行機關として著々其實效を擧げつゝあり、反之後者は全然私人の研究的團體にして前者の如く國際間の協約其他の方法に依り會議の決議を實際に施行するが如き事なしと雖、其會員中には諸國に於る著名なる労働保險學者及實際家を網羅し、其研究の結果は直接間接に諸國の社會的立法に對して少からざる影響を與へつゝあり。

予は本稿に於て近く本年九月下旬を期して其の第四回總會を巴里に開催せんとする所の萬國社會保險協會に就て其組織並に業務の概要を紹介せんと欲す。